

令和4年度蒲郡市
一般会計
特別会計
企業会計
予算書

目 次

一般会計	1
第1表 歳入歳出予算	
歳 入	2
歳 出	5
第2表 債務負担行為	7
第3表 地 方 債	8
特別会計	
国民健康保険事業	9
後期高齢者医療事業	13
土地区画整理事業	17
公共用地対策事業	21
三谷町財産区	23
西浦町財産区	25
企業会計	
水道事業	27
下水道事業	31
病院事業	35
モーターボート競走事業	39

第16号議案

令和4年度蒲郡市一般会計予算

令和4年度蒲郡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,362,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 市税		13,231,000
	1 市民税	4,898,000
	2 固定資産税	6,364,000
	3 軽自動車税	255,000
	4 市たばこ税	530,000
	5 入湯税	54,000
	6 都市計画税	1,130,000
2 地方譲与税		249,232
	1 地方揮発油譲与税	53,000
	2 自動車重量譲与税	155,000
	3 森林環境譲与税	11,232
	4 特別とん譲与税	30,000
3 利子割交付金		5,500
	1 利子割交付金	5,500
4 配当割交付金		65,000
	1 配当割交付金	65,000
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000
6 法人事業税交付金		140,000
	1 法人事業税交付金	140,000
7 地方消費税交付金		1,880,000
	1 地方消費税交付金	1,880,000
8 ゴルフ場利用税交付金		1,650

単位：千円

款	項	金額
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,650
9 自動車取得税交付金		10
	1 自動車取得税交付金	10
10 環境性能割交付金		63,000
	1 環境性能割交付金	63,000
11 地方特例交付金		75,000
	1 地方特例交付金	75,000
12 地方交付税		2,130,000
	1 地方交付税	2,130,000
13 交通安全対策特別交付金		11,000
	1 交通安全対策特別交付金	11,000
14 分担金及び負担金		30,007
	1 負担金	30,007
15 使用料及び手数料		530,947
	1 使用料	377,139
	2 手数料	153,808
16 国庫支出金		3,796,978
	1 国庫負担金	2,795,318
	2 国庫補助金	982,645
	3 委託金	19,015
17 県支出金		2,052,125
	1 県負担金	1,172,937
	2 県補助金	661,885

単位：千円

款	項	金額
	3 委託金	217,303
18 財産収入		210,957
	1 財産運用収入	162,381
	2 財産売却収入	48,576
19 寄附金		808,913
	1 寄附金	808,913
20 繰入金		3,498,500
	1 特別会計繰入金	150,000
	2 基金繰入金	3,328,838
	3 財産区繰入金	19,662
21 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
22 諸収入		1,404,781
	1 延滞金	10,000
	2 市預金利子	100
	3 貸付金元利収入	340,000
	4 受託事業収入	274,149
	5 雑入	780,532
23 市債		1,927,400
	1 市債	1,927,400
歳入合計		32,362,000

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 議会費		262,402
	1 議会費	262,402
2 総務費		4,975,148
	1 総務管理費	4,182,751
	2 徴税費	423,244
	3 戸籍住民基本台帳費	230,347
	4 選挙費	105,448
	5 統計調査費	2,663
	6 監査委員費	30,695
3 民生費		12,243,466
	1 社会福祉費	6,412,446
	2 児童福祉費	4,614,109
	3 生活保護費	1,216,911
4 衛生費		3,356,017
	1 保健衛生費	1,646,414
	2 清掃費	1,709,603
5 農林水産業費		345,729
	1 農業費	310,440
	2 林業費	24,066
	3 水産業費	11,223
6 商工費		1,010,821
	1 商工費	1,010,821
7 土木費		2,107,662

単位：千円

款	項	金額
	1 土木管理費	333,692
	2 道路橋りょう費	725,658
	3 河川費	130,213
	4 港湾費	70,548
	5 都市計画費	637,550
	6 住宅費	210,001
8 消防費		1,697,519
	1 消防費	1,697,519
9 教育費		3,831,201
	1 教育総務費	769,095
	2 小学校費	410,552
	3 中学校費	251,206
	4 社会教育費	719,328
	5 保健体育費	1,681,020
10 災害復旧費		4,200
	1 災害対策費	2,200
	2 総務施設災害復旧費	150
	3 民生施設災害復旧費	150
	4 衛生施設災害復旧費	150
	5 農林水産施設災害復旧費	200
	6 商工施設災害復旧費	150
	7 土木施設災害復旧費	600
	8 消防施設災害復旧費	150

単位：千円

款	項	金額
	9 教育施設災害復旧費	450
11 公債費		2,477,835
	1 公債費	2,477,835
12 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		32,362,000

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
歳入システム改修事業	令和5年度	5,212
リーディングプロジェクト 基本構想等策定事業	令和5年度	38,720
クリーンセンター長寿命化事業	令和5年度～令和6年度	3,391,190
土地改良施設維持補修事業	令和5年度	6,200
道路補修事業	令和5年度	20,000
塩津地区個別計画に基づく 複合施設建設事業	令和5年度	117,793
西浦地区個別計画に基づく 複合施設建設事業	令和5年度	109,998
学校給食調理業務等委託事業	令和5年度～令和8年度	773,033

第3表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
クリーンセンター 長寿命化事業	242,000	証書借入又 は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	借入先の融資条件に よる。ただし、市財 政の都合により繰上 償還することができる。
道路新設改良事業	30,500			
河川維持整備事業	82,900			
公的サイン整備事業	4,000			
公園長寿命化 対策支援事業	16,200			
280MHzデジタル同報 無線システム子局更新事業	118,000			
西部出張所 移転建設事業	216,700			
武道館大規模改造事業	517,100			
臨時財政対策債	700,000			
計	1,927,400			

第17号議案

令和4年度蒲郡市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度蒲郡市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,091,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,570,589
	1 国民健康保険税	1,570,589
2 県支出金		4,785,326
	1 県補助金	4,785,326
3 財産収入		1,581
	1 財産運用収入	1,581
4 繰入金		649,175
	1 繰入金	571,000
	2 基金繰入金	78,175
5 繰越金		52,965
	1 繰越金	52,965
6 諸収入		32,164
	1 諸収入	32,164
歳入合計		7,091,800

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		102,405
	1 総務管理費	94,372
	2 徴税費	8,033
2 保険給付費		4,713,390
	1 療養諸費	4,102,519
	2 高額療養費	576,311
	3 移送費	60
	4 出産育児諸費	28,000
	5 葬祭諸費	6,000
	6 傷病手当諸費	500
3 国民健康保険事業費納付金		2,134,739
	1 医療給付費分	1,429,742
	2 後期高齢者支援金等分	492,345
	3 介護納付金分	212,652
4 保健事業費		102,135
	1 保健事業費	27,643
	2 特定健康診査等事業費	74,492
5 基金積立金		1,581
	1 基金積立金	1,581
6 諸支出金		17,550
	1 償還金及び還付加算金	17,550
7 予備費		20,000
	1 予備費	20,000

単位：千円

款	項	金額
歳出合計		7,091,800

第18号議案

令和4年度蒲郡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和4年度蒲郡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,331,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,008,320
	1 後期高齢者医療保険料	1,008,320
2 繰入金		1,244,800
	1 繰入金	1,244,800
3 繰越金		28,995
	1 繰越金	28,995
4 諸収入		49,085
	1 延滞金	10
	2 償還金及び還付加算金	1,990
	3 預金利子	1
	4 受託事業収入	42,155
	5 雑入	4,929
歳入合計		2,331,200

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		16,039
	1 総務管理費	11,283
	2 徴収費	4,756
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,254,900
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,254,900
3 保健事業費		55,271
	1 保健事業費	55,271
4 諸支出費		1,990
	1 償還金及び還付加算金	1,990
5 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出 合 計		2,331,200

第19号議案

令和4年度蒲郡市土地区画整理事業特別会計予算

令和4年度蒲郡市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,208,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 保留地処分金		70,000
	1 保留地処分金	70,000
2 国庫支出金		1,000
	1 国庫補助金	1,000
3 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
4 繰入金		740,000
	1 繰入金	740,000
5 繰越金		140,090
	1 繰越金	140,090
6 換地清算金		150,000
	1 換地清算金	150,000
7 諸収入		10
	1 雑入	10
8 市債		106,600
	1 市債	106,600
歳入合計		1,208,200

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		633,664
	1 事務所費	107,333
	2 事業費	526,331
2 公債費		419,536
	1 公債費	419,536
3 諸支出金		150,000
	1 繰出金	150,000
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		1,208,200

第2表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	106,600	証書借入	3.0%以内	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰上償還することができる。

第20号議案

令和4年度蒲郡市公共用地対策事業特別会計予算

令和4年度蒲郡市の公共用地対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		95,334
	1 財産運用収入	6,974
	2 財産売払収入	88,360
2 繰越金		40,556
	1 繰越金	40,556
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		135,900

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 公共用地対策事業費		135,900
	1 公共用地対策事業費	135,900
歳出合計		135,900

第21号議案

令和4年度蒲郡市三谷町財産区特別会計予算

令和4年度蒲郡市の三谷町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		22,967
	1 財産運用収入	22,947
	2 財産売払収入	20
2 繰越金		26,620
	1 繰越金	26,620
3 諸収入		13
	1 預金利子	3
	2 雑入	10
歳入合計		49,600

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		33,335
	1 総務管理費	33,335
2 諸支出金		14,265
	1 繰出金	14,265
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		49,600

第 2 2 号議案

令和 4 年度蒲郡市西浦町財産区特別会計予算

令和 4 年度蒲郡市の西浦町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3, 9 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		11,874
	1 財産運用収入	11,864
	2 財産売払収入	10
2 繰越金		2,015
	1 繰越金	2,015
3 諸収入		11
	1 預金利子	1
	2 雑入	10
歳入合計		13,900

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		7,603
	1 総務管理費	7,603
2 諸支出金		5,397
	1 繰出金	5,397
3 予備費		900
	1 予備費	900
歳出合計		13,900

第23号議案

令和4年度蒲郡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度蒲郡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水栓数	34,382 栓
(2) 年間総給水量	9,330,000 m ³
(3) 一日平均給水量	25,562 m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水管布設等事業	1,634,700 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,963,200 千円
第1項 営業収益	1,791,986 千円
第2項 営業外収益	171,184 千円
第3項 特別利益	30 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,933,900 千円
第1項 営業費用	1,900,579 千円
第2項 営業外費用	23,239 千円
第3項 特別損失	82 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額853,000千円は過年度分損益勘定留保資金853,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,065,600 千円
第1項 企業債	624,000 千円
第2項 固定資産売却代金	10 千円
第3項 負担金	347,816 千円
第4項 分担金	44,974 千円

第5項 補助金	48,800千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,918,600千円
第1項 建設改良費	1,866,441千円
第2項 企業債償還金	52,159千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
水道施設修繕事業	令和5年度	8,000
配水場等設備保守点検事業	令和5年度	3,000
電気設備保守点検事業	令和5年度	14,000
配水場場内整備事業	令和5年度	12,000
遠方監視制御装置更新事業	令和5年度	280,000
第1南山配水場築造事業	令和5年度～令和6年度	175,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 第1南山配水場築造事業及び配水管布設替工事に充てるため
- (2) 限度額 624,000千円
- (3) 起債の方法 証書借入
借入時期は令和4年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。
- (4) 利率 年利3.0%以内
- (5) 償還の方法 借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり

と定める。

(1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

158,711千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,317千円と定める。

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第24号議案

令和4年度蒲郡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度蒲郡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	1, 245ha
(2) 処理区域内人口	54, 358人
(3) 年間有収水量	5, 910, 000m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備費	2, 167, 300千円
処理場整備費	328, 620千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2, 235, 800千円
第1項 営業収益		1, 148, 462千円
第2項 営業外収益		1, 087, 328千円
第3項 特別利益		10千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		2, 314, 500千円
第1項 営業費用		2, 199, 757千円
第2項 営業外費用		104, 723千円
第3項 特別損失		20千円
第4項 予備費		10, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額846, 100千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額134, 133千円、過年度分損益勘定留保資金404, 453千円及び当年度分損益勘定留保資金307, 514千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2, 305, 800千円

第1項 企業債	1,610,700千円
第2項 負担金及び分担金	21,215千円
第3項 固定資産売却代金	10千円
第4項 補助金	661,115千円
第5項 他会計出資金	12,760千円

支 出

第1款 資本的支出	3,151,900千円
第1項 建設改良費	2,544,844千円
第2項 企業債償還金	607,056千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理事業	令和5年度	22,000
都川ポンプ場排水管撤去事業	令和5年度	24,000
浄化センターし渣運搬設備更新事業	令和5年度	66,000
浄化センター汚水ポンプ電動機更新事業	令和5年度	44,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道管渠・処理場等整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 1,610,700千円
- (3) 起債の方法 証書借入
借入時期は令和4年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。
- (4) 利率 年利3.0%以内
- (5) 償還の方法 借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

159,838千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の健全な運営に資するため他会計からこの会計へ補助を受け
る金額は、397,739千円である。

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第25号議案

令和4年度蒲郡市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度蒲郡市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	382床
(2) 年間患者数	278,900人
入院患者数	109,500人
外来患者数	169,400人
(3) 一日平均患者数	1,000人
入院患者数	300人
外来患者数	700人
(4) 主要な建設改良事業	
新棟建設基本設計委託料	51,282千円
建物設備改良工事費	118,000千円
器械備品購入費	221,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	9,760,800千円
第1項 医業収益	8,125,811千円
第2項 医業外収益	1,634,959千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 病院事業費用	9,850,800千円
第1項 医業費用	9,604,286千円
第2項 医業外費用	226,494千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額596,800千円は過年度分損益勘定留保資金596,800千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資本的収入	713,200千円
第1項 企業債	138,600千円
第2項 出資金	574,341千円
第3項 固定資産売却代金	100千円
第4項 投資償還金	159千円
支	出
第1款 資本的支出	1,310,000千円
第1項 建設改良費	441,877千円
第2項 企業債償還金	853,501千円
第3項 投資	14,622千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
新棟建設支援業務委託事業	令和5年度	15,000
新棟建設実施設計委託事業	令和5年度	150,000
看護師等修学資金貸付金	蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和4年度において貸与を決定した期間	蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和4年度において貸与を決定した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
手術室改修事業	110,000	証書借入 借入時期は令和4年度中とする。ただし、事業の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により繰上償還することができる。
医療機器等整備事業	28,600			
計	138,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の医業費用、医業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 4,991,103千円
- (2) 交際費 1,400千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,367,540千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	カメラシステム	一 式

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第26号議案

令和4年度蒲郡市モーターボート競走事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度蒲郡市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 開 催 日 数	192日
(2) 年間勝舟投票券発売金	163,770,000千円
(3) 一日平均勝舟投票券発売金	852,969千円
(4) 年間場間場外受託発売金	13,086,150千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 競艇事業収益	168,632,200千円
第1項 営業収益	168,515,179千円
第2項 営業外収益	116,991千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 競艇事業費用	156,618,700千円
第1項 営業費用	154,121,163千円
第2項 営業外費用	2,477,507千円
第3項 特別損失	30千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,813,400千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,897千円、減債積立金287,670千円、建設改良積立金830,654千円並びに過年度分損益勘定留保資金612,179千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	0千円
第1項 企業債	0千円

支 出

第1款 資本的支出	1, 813, 400千円
第1項 建設改良費	913, 551千円
第2項 企業債償還金	287, 670千円
第3項 投 資	602, 179千円
第4項 予 備 費	10, 000千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
広告宣伝事業	令和5年度	2, 500
出走表発行事業	令和5年度	99, 000
ファンサービス事業	令和5年度	25, 500
競技発艇装置等更新事業	令和5年度	50, 180
審判操作卓更新事業	令和5年度	30, 100

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 553, 501千円
- (2) 交 際 費 1, 500千円

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明